

東日本大震災義援金収支計算書

日本赤十字社

自：平成23年3月14日

至：平成26年3月31日

Independent Auditor's Report

The Japanese Red Cross Society

We have audited the accompanying Statement of Cash Receipts and Disbursements of the Japanese Red Cross Society for the Great East Japan Earthquake and Tsunami Donations, distributed as cash grants, for the period from March 14, 2011 to March 31, 2014 and a summary of significant accounting policies and other explanatory information (together the "Financial Statement"). The Financial Statement has been prepared by management of the Japanese Red Cross Society based on "Financial Rules for the Statement of Cash Receipts and Disbursements of the Japanese Red Cross Society for the Great East Japan Earthquake and Tsunami Donations Distributed as Cash Grants" described in Notes 1 and 2.

Management's Responsibility for the Financial Statement

Management is responsible for the preparation of this Financial Statement in accordance with "Financial Rules for the Statement of Cash Receipts and Disbursements of the Japanese Red Cross Society for the Great East Japan Earthquake and Tsunami Donations Distributed as Cash Grants" described in Notes 1 and 2 and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of the Financial Statement that is free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on this Financial Statement based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the Financial Statement is free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the Financial Statement. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the Financial Statement, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of the Financial Statement in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the Financial Statement.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the Financial Statement for the period from March 14, 2011 to March 31, 2014 is prepared, in all material respects, in accordance with "Financial Rules for the Statement of Cash Receipts and Disbursements of the Japanese Red Cross Society for the Great East Japan Earthquake and Tsunami Donations Distributed as Cash Grants" described in Notes 1 and 2.

Basis of Accounting

Without modifying our opinion, we draw attention to Notes 1 and 2 to the Financial Statement, which describes the basis of accounting. The Financial Statement is prepared to provide information to the donors to comply with "Financial Rules for the Statement of Cash Receipts and Disbursements of the Japanese Red Cross Society for the Great East Japan Earthquake and Tsunami Donations Distributed as Cash Grants" referred to above. As a result, the Financial Statement may not be suitable for another purpose. Our report is intended solely for the Japanese Red Cross Society and the donors, and should not be used by parties other than the Japanese Red Cross Society and the donors.

Ernst & Young ShinNihon LLC

June 13, 2014

東日本大震災義援金収支計算書

(単位：円)

	自 平成 2 3 年 3 月 1 4 日 至 平成 2 6 年 3 月 3 1 日	
1. 収入		
義援金収入		331,499,403,524
利息収入		535,229
収入合計		331,499,938,753
2. 支出		
義援金支出		326,871,639,192
北海道	9,714,072	
青森県	465,080,340	
岩手県	22,530,034,176	
宮城県	164,062,619,552	
山形県	9,864,568	
福島県	128,035,941,664	
茨城県	7,640,507,744	
栃木県	1,813,305,920	
群馬県	4,877,036	
埼玉県	156,582,096	
千葉県	1,508,910,356	
東京都	207,502,864	
神奈川県	98,089,168	
新潟県	193,390,652	
長野県	135,218,984	
支出合計		326,871,639,192
3. 収支差額		4,628,299,561

1. 東日本大震災義援金収支計算書作成の基礎

本収支計算書は、日本赤十字社（以下、「当社」という。）の行った東日本大震災に関する義援金募集に係る平成23年3月14日から平成26年3月31日（以下、「報告期間」という。）までの義援金の収支の結果について、義援金寄託者に報告・開示するために作成される。

本収支計算書は、それ以外の目的に適合するものではなく、例えば、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を表示することを目的とした財務諸表に相当するものではない。

当社の実施する東日本大震災に関する義援金募集業務においては、不特定多数の義援金寄託者からの入金（当社本社への持参現金及び当社支部で受け付けた義援金の本社への送金額等を含む）を当社が指定した金融機関の口座（以下、「指定口座」という。）において受け付け、その受け付けた金額と利息収入を合わせた金額について、義援金配分割合決定委員会において決定された配分割合に基づき算定された金額を地方公共団体に送金する。

また、当社の口座については、原則として決済性預金を使用しているが、金融機関が決済性預金の制度を設けていない等の理由により、非決済性預金となっている一部の口座において預金利息が発生している。

当該入金及び支出に係る事務費用については、当社の一般会計の経費として処理しており、当該義援金を充当していない。

2. 重要な会計方針

(1) 義援金収入

義援金収入は、義援金寄託者から東日本大震災に係る義援金として、指定口座に入金された収入金額（報告期間末日までに指定口座以外の口座に入金されて報告期間経過後に指定口座に振り替えた金額を含む）を計上している。

(2) 利息収入

利息収入は、指定口座に入金された預金利息（報告期間末日までに指定口座以外の口座に入金された預金利息のうち、報告期間経過後に指定口座に振り替えた金額を含む）を計上している。

(3) 義援金支出

義援金支出は、配分決定後の支出要請に基づき、義援金収入を原資として地方公共団体に送金された支出金額から地方公共団体からの返納額（報告期間末日までに返納が決定され、報告期間経過後に指定口座に入金された額を含む）を控除した金額を計上している。

(4) 収支差額

収支差額は、義援金募集は報告期間末日まで継続しており、また、地方公共団体からの義援金支出の要請が数次において行われる結果、報告期間末日現在において生ずる義援金収支差額である。

3. 地方公共団体からの返納額

義援金支出から控除されている義援金返納額は次のとおりである。

都道府県	返金日	金 額
青森県	平成23年11月11日	102,384,512円
	平成24年 9月13日	7,883,976円
	平成24年12月13日	7,000円
岩手県	平成25年 4月12日	498,983,168円
宮城県	平成25年 3月28日	1,160,796,482円
山形県	平成23年11月11日	2,111,616円
福島県	平成23年 8月12日	9,024,030,144円
茨城県	平成24年 8月 2日	830,771,676円
栃木県	平成24年 7月13日	80,201,480円
埼玉県	平成25年 3月27日	11,000円
神奈川県	平成23年10月18日	67,904円
	平成24年10月10日	11,256,596円
新潟県	平成23年11月11日	13,645,504円
長野県	平成23年11月 9日	1,583,712円
計		11,733,734,770円

独立監査人の報告書

日本赤十字社 御 中

当監査法人は、日本赤十字社の平成23年3月14日から平成26年3月31日までの期間の東日本大震災義援金収支計算書（重要な会計方針及びその他の注記を含む。）について監査を行った。東日本大震災義援金収支計算書は、注記1及び2に記載の日本赤十字社東日本大震災義援金収支計算書作成要領に従って理事者が作成したものである。

東日本大震災義援金収支計算書に対する理事者の責任

理事者の責任は、注記1及び2に記載の日本赤十字社東日本大震災義援金収支計算書作成要領に従って東日本大震災義援金収支計算書を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない東日本大震災義援金収支計算書を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から東日本大震災義援金収支計算書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、国際監査基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人が職業倫理の規程を遵守すること、及び当監査法人に東日本大震災義援金収支計算書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、東日本大震災義援金収支計算書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による東日本大震災義援金収支計算書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、東日本大震災義援金収支計算書の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての東日本大震災義援金収支計算書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、平成23年3月14日から平成26年3月31日までの期間の東日本大震災義援金収支計算書が、すべての重要な点において、注記1及び2に記載の日本赤十字社東日本大震災義援金収支計算書作成要領に従って作成されているものと認める。

強調事項

東日本大震災義援金収支計算書の注記1及び2に記載されているとおり、東日本大震災義援金収支計算書は、上記の日本赤十字社東日本大震災義援金収支計算書作成要領に従って義援金寄託者に報告するために作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。当報告書は、日本赤十字社及び義援金寄託者のみを利用者として想定しており、日本赤十字社及び義援金寄託者以外に利用されるべきものではない。

新日本有限責任監査法人
平成26年6月13日